

2017 前期 LS [0821]

受験番号

2017 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事例〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）2条は、キャバクラのような歓楽的雰囲気により客を接待し飲食させる営業については「接待飲食等営業」に分類し、これを「風俗営業」の一種と定める。また風営法21条は、「善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限」を条例で定めることができるとしている。これを受け、A市は、A市風営法施行条例を制定した。具体的には、学校・児童福祉施設・病院・診療所・図書館・保健所を保護対象施設と定め、保護対象施設の70m以内での「風俗営業」を禁止した。

A市では、近年、歓楽街において風俗案内所（風俗営業の店舗のチラシや割引券を置くなどして情報提供をする施設）が乱立している。これに対しては、近隣の環境悪化、風紀のびん乱、青少年の健全育成に対する悪影響が指摘されており、「風俗案内所の店員の呼び込みが激しくて通過するのにも不安を覚える。」との苦情が絶えなかった。そこでA市は、A市風俗案内所規制条例（以下「風俗案内所条例」という。）を制定した。風俗案内所条例3条は保護対象施設から200m以内を風俗案内所の営業禁止区域と定め、同16条は違反者に対して6月以下の懲役又は30万円以下の罰金を定めている。

Xは、キャバクラ専門の風俗案内所を営業していたところ、小学校からの距離が180mしか離れていないとして、風俗案内所条例3条違反を理由に起訴された。

〔設問1〕 あなたがXの弁護人であるならば、Xの刑事裁判において、どのような憲法上の主張を行うか、述べなさい。なお、本問では、条例制定権の範囲に関わる問題については論じなくても良い。

〔設問2〕 〔設問1〕で述べられた憲法上の主張に対する反論を想定し、そのポイントのみを示した上で、あなた自身の見解を述べなさい。

【第2問】

次の項目について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 国会中心立法の原則の意味を、ごく簡単に述べなさい。
- (2) 憲法84条にいう租税の意味を、判例に即して、答えなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の〔事例〕及び〔事例の続き〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

機械の製造業者であるAは、Bに対し、平成27年3月31日、本件機械を100万円で売り渡し、Aは、Bに対し、本件機械を引き渡した。Aは、Bから同日に100万円の支払を受ける約束であったが、Bから月末で資金繰りが厳しいため、同年4月7日まで100万円の支払を待つてほしいと言われてこれを了承した。しかし、Bは、同年4月7日が過ぎても100万円の支払をしない。本件機械はいまだBの下にあるので、Aは、本件機械の売買契約を解除して本件機械をBから取り戻したいと考えている。

〔設問1〕

AがBに対し、本件機械の売買契約を解除するための法的根拠を挙げ、Aが売買契約を解除するためにどのような行為を行う必要があるかを述べよ。

〔設問2〕

Aが本件機械の売買契約を解除した場合、AとBの法律関係はどうなるかを論ぜよ。

〔事例の続き〕

Bは、Aから本件機械の引渡しを受けると、平成27年4月5日、Cに対し、本件機械を150万円で売り渡し、本件機械を引き渡した。Aが、Bに対し、本件機械の売買契約を解除したのは同月30日のことであった。

〔設問3〕

Aは、本件機械の売買契約を解除したことを理由に、Cに対し本件機械の引渡しを求めることができるか。

専門論文試験 刑法

【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、XとYの罪責を論じなさい。

〔事例〕

Xは、スポーツジムを経営するS株式会社（以下「S社」という。）のK市支店長であり、YはK市の市議員である。

Xは、Yに対して、K市のスポーツ施設に関する指定管理者の選定に関して資格要件に不備があるにもかかわらず、指定管理者の選定に関する権限があるK市総務課課長に事情を話してS社が選定されるように働きかけてもらいたい旨依頼し、平成〇年〇月〇日、Yの事務所において、この依頼を承諾したYに対し、その報酬として現金50万円を手渡した。

その後、地元の新聞社が上記の事実を調査していることを知ったXは、Yと相談して、S社K市支店の事務所に対して何者かが放火したかのように装って火を付け、証拠となる可能性のある会計書類等を燃やしてしまおうと考えた。

その3日後の深夜、Xは上記事務所に行き、室内の床に灯油を撒いて火をつけたが、同室に備え付けのスプリンクラーが作動したため、同室天井および壁の一部、木製のドアなどを焼損しただけで鎮火した。

なお、上記事務所は、鉄骨・コンクリート造3階建マンションの1階部分にあり、2階と3階には5室ずつ1DKの住居が並んでいて、各部屋ごとに耐火構造となっていたが、火勢が強くなり、それが窓やベランダに及べば、ほかの部屋へ延焼する可能性はあった。

【第2問】

具体的事実の錯誤と抽象的事実の錯誤について、簡潔に説明しなさい。